

沼津市制 100 周年記念事業推進連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、沼津市制 100 周年記念事業推進連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、市制 100 周年を契機に、本市の魅力を市内外に広く発信するとともに、シビックプライドの醸成と本市の活性化を図ることを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 機運の醸成に関すること。
- (3) 会員相互の事業の実施に係る調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

（構成団体）

第4条 協議会の構成団体は、別表のとおりとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、新たな団体を追加することができる。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、沼津市長とし、副会長は会長が構成団体の委員（以下「構成員」という。）の中から指名する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、第12条の規定により協議会を解散するまでの日とする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 議長は、議事を進行し整理する。

3 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状又は表決書面を提出した構成員は、出席とみなす。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議の関係者の出席を求め、意見又は

説明を聞くことができる。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(審議事項)

第10条 会議は、次の掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 規約改正に関すること。
- (3) その他協議会の運営に係る重要な事項に関すること。

(専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、前条に掲げる事項を専決処分することができる。

(解散)

第12条 協議会は、第2条の目的が達成されたときに協議会の議決を経て解散する。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、沼津市企画部政策企画課市制100周年記念事業推進室とする。
- 3 事務局に事務局長を置く。事務局長は、市制100周年記念事業推進室長をもって充てる。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

別表 構成団体名簿（第4条関係）

団体名
沼津市
沼津市自治会連合会
沼津商工会議所
沼津市商工会
一般社団法人 沼津青年会議所
社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会
富士伊豆農業協同組合

NPO法人 沼津観光協会
戸田観光協会
沼津港振興会
NPO法人 沼津市スポーツ協会
沼津市PTA連絡協議会
公益財団法人 沼津市振興公社
沼津国際交流協会
沼津市市民憲章推進協議会
沼津市消費者協会
Proud NUMAZU kosodate
沼津郷土史研究談話会